

# 入 札 心 得

## （目的）

第1条 この心得は、徳島市が発注する一般廃棄物（粗大ごみ等）収集運搬業務に係る一般競争入札を適正に執行するため、徳島市契約規則（平成3年4月1日規則第5号）その他の法令に定めるもののほか、入札に関する入札者（入札に参加する法人または個人をいう。以下同じ。）の遵守事項等を定めることを目的とする。

## （入札に際しての留意事項）

第2条 入札者は、公告文（委託業務発注情報開示）、その他当該入札に関する書類を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等法令に抵触する行為を行ってはならない。

3 入札執行回数は2回までとする。

4 入札書等は、別添の本市所定の様式を使用しなければならない。

【指定様式】入札書（様式9）、委任状（様式7）、入札辞退届（様式10）

5 入札書は、ペン書き又はボールペンを用いて所要事項を記載のうえ、入札者の記名押印をして、入札者の主たる営業所の所在地及びその商号を記載した封筒（長形3号）に入れ、入札するものとする。

6 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜き）とする。なお、契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（消費税込み）とする。

7 入札書を一旦入札箱に投函した後は、その引替え、変更又は取消しはできない。また、所定の時間内に入札書の提出をしないものは、入札を棄権したものとして取り扱う。

8 代理人が入札をする場合は、当該入札執行前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。

9 代理人が入札する場合において、入札書の記名は次の例によるものとする。年間委任状を提出している代理人が入札する場合も同様とする。

住 所（主たる営業所の所在地）

氏 名（名称または商号）

代表者名（氏名）

代理人（氏名）

印（委任状の受任者の使用印）

## （入札の辞退）

第3条 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式10）を市長に提出する。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に提出す

るものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第4条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- 2 入札は、本市の都合により中止することがある。

(入札の規律)

第5条 入札執行者は、次の各号の一に該当する者の入札を拒否し、又は入札場外に退去させることができる。

- (1) 入札者以外の者
- (2) 入札開始時刻に遅刻した入札者
- (3) 入札執行者の指示に従わない入札者

(入札が無効になる事項)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 本市指定の入札書を使用せずに入札したもの
- (2) 入札に参加する者に必要な資格がない者が入札したもの
- (3) 同一の入札において同一人が2以上の入札書を提出したもの
- (4) 同一の入札において他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したもの
- (5) 入札事項の記載がないもの又は誤記若しくは内容が不明確なもの
- (6) 入札金額欄に一定の数字をもって価格を表示しないもの又は訂正のあるもの
- (7) 委任状を提出しない代理人が入札したもの、又は代理人の表示がないもの
- (8) 入札者の記名押印がないもの
- (9) 入札に関し不正の行為があったと認められたもの
- (10) 前各号に定めるものを除くほか、市長が定める条件に違反したもの

(落札者の決定方法)

第7条 入札後、直ちに開札を行い、予定価格を下回り、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 2 最低価格で有効な入札を行った者が2者以上ある場合は、その場でくじによって落札者を決定する。
- 3 2回の入札執行において落札者がいないときは入札を不調とする。その場合は、最低入札金額提示者と交渉する。